

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2018年1月

2018年度の関税調整案を公告(税関総署[2017]65号)

税関総署は、国務院によって承認・可決された「2018年関税調整案」(税委会国務院[2017]27号)を公布した。同公告によって輸入関税率、輸出関税率、税則・税目が調整された。同公告は2018年1月1日から実施する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

また、KPMG 中国が2018年2月7日に公表した「チャイナタックスアラート(中国税務速報)」でも詳しく紹介しています。詳細は「『2018年の関税調整案』解説および税関の税務政策調査・研究(中国語版)」も併せてご参照ください。

2018年ニュージーランド原産の輸入農産品の一部の特別セーフガード措置に関する公告(税関総署[2018]1号、2号、3号)

税関総署は、2018年1月3日から5日までに①「2018年ニュージーランド原産の輸入チーズに対する特別セーフガード措置の施行に関する公告(税関総署2018年第1号)」、②「2018年ニュージーランド原産の輸入バター及びその他の食用油脂製品に対する特別セーフガード措置の施行に関する公告(税関総署2018年第2号)」、③「2018年ニュージーランド原産の輸入固体乳と非固体濃縮乳及びクリームに対する特別セーフガード措置の施行に関する公告(税関総署2018年第3号)」を相次いで公布した。これは「中国・ニュージーランド自由貿易協定」で定められている輸入申告件数が2018年度に基準数量を超えたため、輸入チーズ(HSコード:04061000、04063000、04069000)、輸入バター及びその他の食用油脂製品(HSコード:04051000、04059000)、輸入固体乳と非固体濃縮乳及びクリーム(HSコード:04021000、04022100、04029100)などの農産品の輸入税率が最恵国待遇税率(MFN税率)に切り替わり、輸入関税の課税対象となった。

詳細はこちらの[リンク1](#)、[リンク2](#)、[リンク3](#)をご参照ください。

保税監督管理場所の関連規定に関する法律文書とリストを公布(税関総署[2018]4号)

税関総署は、2018年1月9日付けで保税監督管理場所の関連規定に関する法律文書及びリストの様式を公表した。一部の規定は税関総署令第235号によって改訂された。①「保税倉庫及び保管貨物に関する税関管理規定」、②「保税物流センター(A型)に関する税関暫定管理弁法」、③「保税物流センター(B型)に関する税関暫定管理弁法」、④「輸出監督管理倉庫及び保管貨物に関する税関管理弁法」に関わるものである。同公告は2018年2月1日から実施し、同時に、税関総署公告2004年第14号第3条及び書面添付は廃止された。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

オーストラリア輸入農産品 2 種の 2017 年度輸入量と 2018 年度特別セーフガード措置発動の基準数量に関する公告(税関総署[2018]5 号)

税関総署は、「オーストラリア輸入農産品 2 種の 2017 年度輸入量と 2018 年度特別セーフガード措置発動の基準数量に関する公告(2018 年第 5 号)」を公布した。同公告では、「中国・オーストラリア自由貿易協定」に基づき、オーストラリア輸入の特別セーフガードの対象 2 種(牛肉、ミルクパウダー)の農産品の内、8 品目に対して貿易協定に定められる輸入税率が適用されるため、2017 年度輸入基準数量及び 2018 年度特別セーフガード措置発動の基準数量を公表した。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

一部の優遇貿易協定に基づく原産地申告の関連事項に関する公告(税関総署[2018]6 号)

税関総署は、2018 年 1 月 12 日付けで「一部の優遇貿易協定に基づく原産地申告の関連事項に関する公告([2018]6 号)」を公布した。同公告によると、税関が、①「『中国・ニュージーランド自由貿易協定』に基づく輸出入貨物の原産地管理弁法(税関総署令第 175 号)」、②「『中国・オーストラリア自由貿易協定』に基づく輸出入貨物の原産地管理弁法(税関総署令第 228 号)」、③「税関による後発開発途上国に対する特惠関税制度に基づく輸入貨物の原産地管理弁法(税関総署令第 231 号)」によって貨物原産地を事前に税関より裁定・確認できている場合には、輸入貨物荷受人若しくは代理人が税関に原産地申告書を提出し、貿易協定の税率又は特惠税率を適用して申請できる。同公告は 2018 年 2 月 1 日から実施する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

貿易救済措置の適用対象貨物の輸入申告書における課税額計算の自動化関連事項に関する公告(税関総署[2018]7 号)

税関総署は、2018 年 1 月 15 日付けで「貿易救済措置の適用対象貨物の輸入申告書における課税額計算の自動化関連事項に関する公告([2018]7 号)」を公布した。全国税関通関一体化改革をさらに推進し、通関前の貿易救済措置を適用できる審査料率の軽減措置として、税関総署は H2010 通関システムと税関事前入力システムを最適化し、貿易救済措置(アンチダンピング関税措置、相殺関税措置、セーフガード措置など)の適用対象貨物の輸入申告書上の課税額計算を自動化した。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

関税価格評価業務のペーパーレス化推進に関する公告(税関総署[2018]9 号)

税関総署は、2018 年 1 月 15 日付けで「関税価格評価業務のペーパーレス化推進に関する公告([2018]9 号)」を公布した。同公告によって全国税関通関業務のペーパーレス化と通関時の利便性も向上する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

税関総署、国家税務総局の「税関専用納付書」出力改革のパイロットプログラムに関する公告(税関総署・国家税務総局[2018]10 号)

税関総署及び国家税務総局は、2018 年 1 月 19 日から上海及び南京の両税関で「税関専用納付書」の出力に関する改革パイロットプログラムを実施する。同公告によって、国際貿易の「専用受付窓口」と「インターネット+行政サービス」を促進するため、通関手続きのペーパーレス化と共に全ての手続きがインターネット上で完結する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

「税関一時輸出入貨物管理弁法」の輸出入貨物通関申告書の記載作成規範に関する公告(税関総署公告[2018]12 号)

税関総署は、2018 年 1 月 20 日付けで「税関一時輸出入貨物管理弁法(税関総署令第 233 号)」に基づき、「一時輸出入貨物の確認申請書」、「一時輸出入貨物の審査申請書」、「一時輸出入貨物の期間延長書類」を制定し、申請する際の申告書の記入・作成を規範化した。同公告は 2018 年 2 月 1 日から実施する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

また、KPMG 中国公表の「チャイナタックスアラート(中国税務速報)」でも具体的に紹介しています。詳細は[『税関事前裁定暫定管理弁法』](#)をご参照ください。

税関特殊監督管理区域の企業に増値税一般納税人資格を付与するパイロット地域の拡大に関する公告(国家税務総局、財政部、税関総署[2018]5号)

国家税務総局、財政部及び税関総署は共同して、2018年1月25日付けで「税関特殊監督管理区域の企業に増値税一般納税人資格を付与するパイロット地域に関する公告」を公布した。同公告によってパイロット展開する地域は、浙江寧波輸出加工区、成都高新総合保税區など17か所の税関特殊監督管理区域まで拡大された。また、一般納税人資格の放棄関連規制も制定された。具体的には、一般納税人資格認定期間は36か月以上の納税者は資格の放棄を申請できることになる。ただし、一度放棄してのち36か月以内の再申請は行なえない。同公告は2018年2月1日から実施する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

地方税関政策の最新動向

成都税関・税関特殊監督管理区域外の加工貿易業の管轄調整に関する公告(成都税関[2018]1号)

成都税関は、全国税関通関一体化改革と地方税関の機能を総合的に改革するため、税関特殊監督管理区域外の加工貿易及び保税業務の管轄を、成都市税関直轄の天府新区税関に移管した。主な業務管轄範囲は、新規の加工貿易及び保税業務、及び青白江事務所、龍泉駅事務所、成都総合保税區税関で手続き未済の加工貿易に関するマニュアル関連の業務、ならびに成都総合保税區税関に申告済みの中航成飛民用飛行機有限責任公司共用型保税倉庫関連の業務である。同公告は2018年1月31日から実施する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

南京税関・輸入貨物通関後に通関申告書を受理・審査する作業モデルの展開に関する公告(南京税関[2018]2号)

南京税関は、2018年1月8日付けで江蘇省税関特殊監督管理区域及び保税物流センター(B型)の輸入貨物に対し、輸入貨物の通関後に通関申告書を受理・審査する作業モデルの試みに関する規定を公表した。同公告は公布日から実施する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

Contact us お問い合わせ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Lisa Li 李輝 (日本語可)
Director ディレクター
Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔 (日本語可)
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Southern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚 (日本語可)
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)